

■日時：平成29年2月8日（水） 18：00～19：30

■場所：篠山市民センター 研修室1

■出席者：篠山再生計画推進委員会委員（出席5名、欠席1名）
政策部長、上下水道部長、まちづくり部長
庁内担当職員（行政経営課、下水道課、地域計画課）

■傍聴者：2名（記者2名）

■会議次第

1 あいさつ

2 審議事項・篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

- (1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について
- (2) 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと
- (3) 事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと
- (4) 質疑応答・意見とりまとめ

3 報告事項・無電柱化事業について

4 その他

5 閉会

■ 会議要旨

(関係職員○)

只今から、第17回篠山再生計画推進委員会を開会する。委員の皆様には、1月10日に現地確認を含め委員会で大変お世話になった。前回から日が経っていないにも関わらず今回の開催となったこと、お詫びと御礼を申し上げる。また、本日W委員から欠席のご連絡をいただいているので報告する。

開会の前に2点連絡する。まず1点は、先日現地確認に行っていたいただいた朽梨辻東線の法面工事について、委員会で了解をいただいた当時は、災害と認められないため道路整備事業として実施すると話をした。しかし、市長から国土交通省へ交渉等を行い、このほど災害として認められる方向性が見えてきた。災害認定となると、市が受ける補助金の額が増える。また、返していくお金、償還金につき国が補填する交付税の額も大きくなり、市の持ち出し分が縮小される。3,000万円程度市の負担が減る見込みであるので報告する。

もう1点はお詫び。本日は公共下水道篠山処理区雨水対策事業と無電柱化の2件を審議いただく予定としていた。このうち無電柱化について、国との協議の中で、お諮りしようとしていた事業の内容が流動的になってきたため、本日お配りした次第の中にあるように、報告事項とさせていただいた。その経過についてご説明する。

無電柱化事業については、国土交通省が今年度新たに作ろうとする新規事業、景観まちづくり刷新モデル事業により実施する希望があるか、という国の意向調査があり、それに対して市が手を挙げたものである。その手を挙げた内容が、皆様にお送りした資料に記載した事業費を含んだ内容であった。急遽、昨日、国土交通省により、その内容について聴き取りが開催されることとなり、関係職員が東京へ向かった。国の職員の聴き取りを受け、話をしたが、その協議の結果、当初提出した事業内容全体について、再精査を求められた。再精査をすることにより、事業内容や事業費等について、お配りしていた内容が変更になる可能性が生じる。一度ご意見をいただいても、事業費や事業内容が変わってしまう可能性があるため、すでに配布した資料においてご意見をいただくことができなくなったことから、今回は報告事項とさせていただいた。

今後、事業の精査等により内容がまとまった段階で改めて審議いただきたい。

本日ご審議いただくのは公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策事業で、これは平成27年3月に一度この委員会で審議いただいた。その後事業に着手しているが、河川管理者である県から事業に対し条件が付されたことにより事業費が増額となるため、再度審議いただこうとするものである。

(この後、事前配布資料および当日配布資料の確認)

次第1. あいさつとして、まずは委員長よりあいさつをお願いする。

1 あいさつ

(委員長) (委員長よりあいさつ)

(関係職員〇) 次第2.からは委員長に進行をお願いする。

2 審議事項・篠山再生計画実行中の投資的事業に係る意見について

(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について

(委員U) 会議次第2. 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見に入る。(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について、審議の進め方等、事務局より説明願う。

(関係職員B) (事務局より、資料1に従い投資的事業の選定に関する要領等について説明) 当初の予定では2件の対象事業を審議いただく予定としていたが、本日お配りした次第及び先ほどの話のとおり、無電柱化事業については、意見は求めず現在の状況を報告することとし、公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策事業のみを審議いただきたい。

審議の進め方について説明する。資料1頁をご覧ください。今回の委員会は篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づき審議いただくもの。具体的には、篠山再生計画をもとに財政健全化に取り組んでいる最中に一定規模以上の投資的事業を行う場合には、市長が篠山再生計画推進委員会に意見を求め、その意見を参考に選定事業の決定を行うというものである。

公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策は先の委員会で事業費が1億円を超えていたため、審議を経て、資料2のとおり一旦ご意見をいただき事業を進めていた。しかし、今回、増額幅が大きくなる見込みとなったため再度、市長が委員会に意見を求めたものである。

次に、委員会で審議いただきたい事項は要領第3条1号「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、同条第2号「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」の2点をともに満たしているかどうかということである。

このあと、担当からそれぞれ基準を満たしていることを、投資的事業審査調書等を用いて説明するので、ご確認いただきたい。

なお、先の委員会で公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策事業については、一旦適合しているとのことをご意見をいただいているが、再度、要領が求める基準に適合していることを審議いただきたい。

そして、質疑応答を経てとりまとめた意見を、委員会から意見書という形で市長へ提出いただきたい。以上が投資的事業に関する審査の概略である。

2(2) 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと

(委員U)

対象事業である公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策事業について、下水道課と行政経営課より、それぞれ説明願う。

(関係職員T)

資料3頁以降について説明する。前回は事業申請手続を急ぐこともあり、排水ポンプ施設本体の概算事業費をお示しし審議いただいた経過がある。今回は、今年度実際に施設を設置する位置を確定し、河川管理者との協議等を経て詳細設計を進めてきた結果で資料を作成している。改めてとなるがご審議をよろしく願います。6頁はポンプ場の配置図である。この図には整備平面図と断面図を示している。図の上部が東、左側が篠山川の放流先という地形図になっている。平面図の中央部分、黒で濃く描いているのが整備する排水ポンプ場である。整備位置の確定により現在ポンプ場の左側（下流側）で、篠山川の堤防沿いに東から合流している水路がある。これをポンプ場の右側（上流側）へ合流させる必要がある。したがって、暗渠水路で導くということを青色で描いている。ポンプ場の下流に向けて篠山川内の吐け口に向かい、既設のボックスカルバートを利用する計画である。詳細調査の結果、施設の老朽化が見られるため（図面上赤色で表示）、その部分のボックスカルバートの内側を補強する必要が生じた。また、篠山川の吐け口では河川の本流に対してポンプの圧力により雨水を強制排出することとなるため、吐け口付近で本流に対して押し込んでいく。そのため堤防が削り取られる恐れがあることから、図面上朱色の部分、吐け口の前後10mについて護岸工事を必要とする。

5頁は京口排水ポンプ場整備工事業費調書の事業費調書である。前回お示しした当初の概算事業費の内容と、河川協議の結果等を踏まえた詳細計画事業費、その増減額や主な増減理由を示している。増減部分の集計表を見ていただくと、ボーリング調査の結果により、ポンプ場設置箇所における止水矢板の施工が必要になったこと、先ほど説明した付け替え水路の工事、また安全対策のフェンス等の外構工事、これらの追加で7,776千円の追加。本体工事そのものでは、機器メーカーからの詳細の見積徴収や決定した位置の状況に合わせて詳細設計を進めた結果、事業費が前回お伝えしたものより19,872千円の追加となっている。また、河川管理者との協議により、先ほど申し上げた護岸工事等について51,408千円の追加。事業費の合計で79,056千円の追加となっている。詳細計画事業費としては2億9,916万円となった。

工事費の年度別予算内訳を示しているが、平成30年の梅雨時期までの完成を目指している。平成28年度の国庫補助金を確保すると同時に、平成29年度の国庫補助金との併用施工での発注により事業進捗を図っていく予定である。また、補償費の表では、工事の実施にあたりポンプ場の前面の道路に水道管およびガス管が埋設されており、仮設配管および本設復旧による補償費を掲載している。委託費は、この工事の施工にあたり、専門技術を要するため設計積算・施工監理を委託発注する経費である。

3頁、想定事業費はトータル3億2,587万1千円で、財源内訳も記載している。当該事業実施後に想定される状況、そのうち増額可能性について。篠山川の護岸工事を進めていくが、河川内の掘削工事をした折、掘ってみないと分からないが湧水等への対応が生じる可能性がある。後年度の負担の変化について、この施設の維持管理費の発生として電気代が年間約250万円、維持管理点検費用が年100万円と想定している。

4頁、事業の必要性・緊急性・優先性について、前回ご説明した事由に加え、この事業を実施するために、河川堤防を保護することで河川への影響に対する対応工事が必要になったということで、追加審議をお願いするものである。

4（3）事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと

（関係職員K）

事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないことの点を説明する。

まず前提として、収支見通しは普通会計かつ一般財源ベースで作成されている。普通会計とは篠山市の場合一般会計と住宅資金特別会計からなるが、今回は公共下水道事業特別会計が実施する事業であり、収支見通しへの影響は直接現れず、一般会計から公共下水道事業特別会計に繰出金の形で反映される。

次に、今回の事業は事業費が増額する見込みとなったことから再度審議いただくものだが、増額前の事業費は既に最新の収支見通しに反映しており、収支見通しの影響を考える場合は増額分のみを考える必要がある。以上、普通会計外の事業であること、増額分のみを考慮することの2点を前提として説明する。

4頁の3ーアをご覧ください。収支見通しへの影響項目については、公共下水道事業特別会計で実施する事業につき、繰出金に影響が表れるというものである。これは、雨水処理に要する経費であるために一般会計から繰出すことになるもので、公共下水道事業特別会計で起債し元利償還金を払っていくことや、緻密な計算があるため必ずしもイコールとはならないものの、維持管理費相当を繰出すものである。

計画策定時の収支見通しよりも悪化しないことについては、悪化するおそれはないとしている。最新の収支見通しとの比較においても影響は極めて軽微と見込んでいる。

その根拠については、7頁の資料6をご覧ください。まず、事業費と、そのうち増額分を抜き出して記載している。

影響についてもお示ししているが、第12回委員会でご意見を頂戴した事業費はその後の収支見通しを作成する際に反映し、そのうえで第15回委員会に最新の収支見通しをご報告した。その収支見通しは9頁資料7のとおりで、そこには既に前回の公共下水道事業篠山処理区雨水浸水対策事業分が含まれている。したがって、増額分の約1億500万円について収支見通しへの影響を検討した。

さきほど説明したとおり、今回の事業は公共下水道事業で実施する雨水処理に関する事業のため、繰出金に影響が生じる。

その影響額として、54,100千円の起債額から試算すると、平成34年度までは約80万円、その後は元金の償還が始まるため若干金額が上がり約260万円となる。また、維持管理経費について最大に見積もって約350万円となり、これらを収支見通しの単位に直すと0.1億円以下の影響になる。ちなみに、この繰出金は総務省が毎年度示す「地方公営企業の繰出金について」という通知の基本的な考え方に沿って繰出すため、一部が地方交付税で措置される。結局のところ、実質的な負担には、国庫金や起債による支出の年度間調整や交付税措置などがあり、収支見通し上の影響はかなり軽微で済む。このことは、表に0.0億円と表面上は全く増加していないことに表れている。

結果として、要領で求めているのは計画策定時の収支見通しよりも悪化しないということであるが、財政の好転具合を端的に示す部分である基金残高や歳入歳出差引額が共に改善している状況下であり、要領第3条第2号の「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」という要件に適合している、とした。

以上、ご審議いただきお認めいただくようお願いする。

2(4) 質疑応答・意見とりまとめ

- (委員U) 説明が終わったので、(4) 質疑応答・意見取りまとめを行う。
委員の皆様から、説明および現地確認の内容等についてご質問いただきたい。
- (委員I) 今回、再生計画推進委員の審議にかかったのは増額見込み分が1億576万7千円で、1億円を超えているからか。
- (関係職員O) 事務局からお答えする。実は、過去認定こども園についてご審議いただいたとき、意見をいただいて「適」としていただいた後に事業費がどんどん増えていったことがあった。それに対して、増額になる場合には何らかの報告なり協議をする必要があるのではないかということから、今回は、前回の2億円あまりの事業費に対して、増える割合がかなり大きくなることから委員会にお諮りしている。1億円を超えているからではなく、増額幅が大きいためである。
- (委員Y) 今回は増額が1億円くらい。その増額の内容としては詳細計画や河川管理者との協議の上で、護岸工事とボックスカルバート内の補強などが合わさって1億円くらいになったと。
- (関係職員T) そのとおり。
- (委員U) 工期が平成30年6月までとあるが、護岸工事はできる期間が限られていてなかなか難しいと思う。予定では平成30年6月までに完了か。
- (関係職員Z) 河川内工事については、出水期は工事ができない。基本的に、河川管理者からは11月から5月末までの間、比較的雨量の少ない時期に工事を行うこととされている。それに合わせた工程で、護岸工事も含めて行っていきたい。
- (関係職員T) 機械設備なので、製造なども並行しながら、河川内は工事ができる時、11月から5月末の間に護岸工事をやるスケジュールでできると考えている。
- (委員U) 残すは今年の11月から翌5月までだけ。タイトなスケジュールである。
事務局からは、投資的事業の選定要領第3条(1)(2)の各号に適合しているとの説明だが、他に質問はあるか。
- (委員I) 今後の増額の可能性について、はっきりした金額は分からないかもしれないが、もし増額が発生したら大よそどれくらいになるのか。億単位とか、何千何百万とか。
- (関係職員Z) 増額の可能性ということで、工事発注後河川内の試掘をして既定の高さまで一度掘ってみて、どれくらいの湧水があるかを確認してから対策を考える。今の計画では土嚢などを積んで締切りを予定しているが、状況によっては矢板等を打たなければならないことは考えられる。額はまだ算出していないが、1千万円単位の増額は考えられる。そのあたりも試掘をして実際の状況を見てから対策を講じたい。
- (委員I) 1千万円単位で増額になれば、またこの委員会を開催するのか。
- (関係職員O) その場合は委員長と相談させていただきたい。

(委員U) あまりにも額が大きくなる時には、また開催を検討する。
他に質問がなければ、ご意見を頂戴するところだが、前回平成27年3月に一度審議いただき、選定基準に適合すると判断いただいた。今回の追加の部分については前回協議した事業に付随する事業であり、収支見通しに対する影響でも、計画策定当時の収支見通しより悪化するおそれがないということなので、今回の雨水浸水対策事業については選定要領第3条の各選定基準に適合していると判断できると思うが、よろしいか。

(承諾の声)

(委員U) それでは、今回の事業は要領第3条に適合していると判断する。意見書について、附帯意見は前回の意見書にて「本件事業完成予定の平成30年度までのきかんについても、雨水浸水による被害を最小限にとどめるため、引き続き、市関係部署や消防団及び関係団体などとの連携を深め、被害防止に万全の対策を講じるよう努められたい。」としており、今回新たにつける必要もないと考える。今回は附帯意見なしとしたい。
意見書は従来通り委員長に案を一任いただき、その案を皆さんご確認いただき、市長へ提出する。この件の審議を終了する。

3 報告事項・無電柱化事業

(委員U) 次第3. 報告事項として、無電柱化事業について説明を受ける。
事業費などが流動化しているようなので、今日はこの件について委員会から意見を出すことはないが、事業費のかなり大きな事業なので、報告を受けたい。

(関係職員N) 篠山市は平成23年に景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を策定して、城下町の町並みや農村集落、田園景観などの魅力を高め、景観まちづくりを進めてきた結果、平成27年度に日本遺産のまち第1号に認定され、ユネスコ創造都市への加盟を果たすことができた。
また、別添の資料にある通り、国においては昨年9月に「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」を立ち上げて、オリンピック開催の2020年に向け、景観や歴史的な資源を活用して地域の活力をよみがえらせ、観光や地域振興につなげる取り組みを始めた。
その先進事例として篠山市が大々的に取り上げられており、菅官房長官や観光庁長官が直に篠山の景観まちづくりの取り組みを見てみたいということで、昨年11月に来篠され、集落丸山や城下町区などを視察された。
これがきっかけとなって、今般、国から景観の優れた地域資源の保全・活用による魅力向上と活性化を図る目的で「景観まちづくり刷新モデル地区」を指定し、平成29年度から3年間、主にハード事業を集中支援して景観の刷新を図る制度創設が示された。本市においてもモデル地区の選定要件や支援メニューに合致するよう行政内部で検討を重ね、篠山城下町地区をモデル地区として選定し、建造物の修景整備、城跡整備、道路無電柱化及び美装化、公園整備などを事業内容として応募している。
現在、モデル地区の指定と事業採択は受けていないが、事業内容のうち無電柱化事業については、「安全で快適な通行空間の確保」、「防災機能の向上」、「景観の向上」を図るうえで効果的な事業として、全国の自治体で取り組みが盛んに行われている。篠山市においても、歴史的風致の維持や美しい街並みの魅力向上の観点から、歴史的な町並みなどにおける無電柱化の事業を行っていくことを目指して、平成28年度の市政執行方針にも掲げていた無電柱化につい

てその可能性を調査し、事業手法等を研究してきた。

今回応募している道路無電柱化及び美化化の計画路線は、市道大手線の三井住友銀行前交差点から三の丸駐車場までの約250メートルと、市道河原町南濠端線の河原町交差点から東へ向かい県道702号までの約600メートルを予定しており、概算事業費も約5億円以上となる見込みであることから、事前に再生計画推進委員会にご報告しなければと、ご報告申し上げる次第である。

今後、地下埋設物の調査や埋蔵文化財の調査、関西電力やNTTといった電線管理者との協議調整や国・県との協議調整による整備計画書の策定や具体の詳細設計、また地元協議会を設立して住民へ概要説明や協力依頼等を行って、無電柱化事業に係る合意形成を図っていこうと考えており、無電柱化に向けた取り組みを積極的に進めていきたいと考えている。

(委員U) 事前配布の資料についての説明は、今回はないのか。

(関係職員K) 実務的には事業の内容がまだ正確に固まっていないので、事前配布資料のうち金額に係る部分は使えない。中に使えるものもあるが、その内容については、必要であればご質問等いただきたい。

(委員U) 今後また委員会で審議することになるとは思うが、今日の時点で委員からご質問等はないか。折角の機会なので訊ねていただきたい。
では私から、資料18頁の今後のスケジュールの中で、平成29年2月に地元に対して事業実施の意向説明とあるが、今の時点で説明会等は日程を決めて計画しているのか。

(関係職員A) 今は要望の段階であるが、地元には伝えておかなければならないと考えている。まず大手線の方では、上二階町、下二階町、北新町やまちづくり協議会、商店街や商工会等に、個別に回って説明、情報提供をする。来年度からになるが、本決まりになると実行委員会等を作って取り組むことになるとご案内する。
次に、南堀端河原町線であるが、河原町は伝建地区であり、まちなみ保存会があるのでその会と、自治会長等を個別に回り情報提供をする予定である。今後の流れとしては、18頁にあるように、採択されて事業化が進んでいくと地元との協議が必ず出てくるので地元の協議会を立ち上げて行き、色々なお話を聞かせていただき、こちらの意向と向こうの意向を刷り合わせて事業に取り組んでいく。

(委員U) できるだけ早い段階から、市民へ説明し声を聴いて、理解を深めていただきたい。篠山の財政状況も改善しているとはいえ厳しい状況であるので、地元など直接影響するところはもちろんであるが、市全体の市民の声も聴いていただきたい。
他にご質問等はあるか。

(委員I) 河原町は分かるが、大手線より、優先順位からいうと南堀や西の武家屋敷のあたりの方が、電柱がない方がより昔の雰囲気が出ると思うが。検討の際そういった意見は出なかったか。

(関係職員A) 武家屋敷の方は、城の交差点から西への道路、青山歴史村の前を通る中央線というのがあるが、そこは無電柱化が完了している。それから御徒士町通りという武家屋敷のあるところ、そこも無電柱化（地中化）が完了している。庁内検

討会を、地域計画課を事務局として、地域計画課内の景観室、道路管理である地域整備課、上水道・下水道が絡むのでその担当者、観光に繋がってくるため観光担当、そして社会教育・文化財課で、連絡会を2回開催した。その中の話では、二階町通りや大手線、南新町や河原町地内、城東線、西町前沢田線、県道になるが立町通りなどの8路線を検討している。その中で、河原町は伝建地区があり、大手線は、観光客が大型バスを三の丸駐車場に停め、そこを起点にロマン館や二階町通り、河原町を周遊される。デカンショ祭や味まつりで歩行者天国となりメイン会場ともなり、道路が2車線と歩道があり、歩道への埋設が可能であることも踏まえ、バス等で観光に来られたときのメイン道路であることから選定した。

(委員H) 金額的なことは置いておいて、この事業は大賛成である。特に河原町では、伝建地区に指定されているのに電柱があり、それさえなければ心から昔の風情を楽しめると思っていた。しかし、地元の方は当然喜ばれると思うが、これだけの大きな金額を使うにあたって、篠山市全体の市民のご理解を得る必要がある。メリットやデメリットについて、市民皆さんにとっても良いことなのだといかに伝えていくか。それがとても大切と思う。理解を示される方ばかりではないだろう。周辺部の方からすれば、なぜそこにばかり大きなお金を掛けるのかということになる。できるだけご理解いただけるような方法を考えていただきたい。

また、当日配布資料（観光庁ホームページ抜粋）の中に「篠山藩の城下町として栄えてきた篠山町も」とあるが、あえて篠山町にしてあるのだろうか。

(関係職員N) 国の誤りと思う。あえてこう記載しているのではないだろう。

(委員H) あちこちに配布されるのであれば、これは直した方がよい。

(委員Y) 3点ある。まずは資料13頁、事業の範囲がある。事前に、福住の方にもしたらよいのではと尋ねたところ、ここにあるように「1日で、徒歩で周遊できる範囲、1自治体1地区」とのことだった。補足説明をしてほしい。他地区の住民の方にもこういったことを丁寧に説明しなければならないと思う。

次に、無電柱化の方式。15～16頁に、地中に埋めたり軒下に配線したり、裏通りに配線したりと書いているが、どの方式にして、コスト的にはどうなのか。

3つめに、かなりの費用がかかり、特に地中に埋めるとなったらそれなりの技術が要ると思うが、できるだけ篠山の業者を使う形にしていきたいと思う。

(関係職員N) 国が制度として示した景観まちづくりモデル地区の選定要件は、「1日で、徒歩で周遊できる範囲」「1自治体1地区」と定められている。その他の要件では、(1)景観計画を定め、計画の区域内であることとあるが、篠山市は平成23年に景観行政団体となり、すでに景観法に基づく景観計画を定めているのでこの要件に合致している。次に、(2)景観の優れた地域資源を有することとあるが、自然景観にしても歴史的な資源にしても、篠山市は豊富にあるので問題なく要件を満たしている。(3)外国人観光客を呼び込める観光資源・施設（城址・神社仏閣等）を有することについては、篠山城等、観光資源になる施設は多数あるので要件を満たしている。(4)まちづくりの全体像や将来像を有し、その実現に向けて積極的に行っていることについては、先ほど申し上げたように国自体が篠山市を先進的なモデル地区として、この事業の制度創設にあたって候補に挙げているようなことになっている。菅官房長官や観光長官が

直に来られ、それ以降に、この仕組み作りが行われていることから、この部分についても篠山市が合致すると国でも十分に認めていると思う。(5)事業実施にあたり、民間事業者等の地域の関係者と連携・協力して取り組むこと、ということでは、篠山市はこれまでから民間事業者と色々連携して観光振興等に取り組んでいる。

このモデル事業の目的としては、目に見えるかたちで景観を刷新して、それが観光客の増につながるということを意図しているようなので、篠山市としてもこの方向で、これまでも取り組んでいるし、またこれからも取り組んでいけると考えている。

次に、事業手法については平成28年度に庁内の検討会を立ち上げ、その中で事業手法も研究している。豊岡市に研究員が先進地視察に行っているし、私も、議会の産業建設常任委員会が視察研修として岐阜市に行かれたが、その目的が無電柱化事業であったことから、随行して岐阜の方を見てきた。いま、全国的に取り組まれている無電柱化事業は、基本的には埋設方式である。厳密に言うところ、浅埋方式と違って、電線の共同溝を地下に埋め込むやり方が一般的である。事業費は、道路管理者、つまり地方自治体の負担分が約5,488万円/100m、電線管理者、つまり関電やNTTなどの負担分が約112万円/100m、負担率2%と言われている。合計すると大体、100mあたりで5,600万円ほどかかると一般的に言われている。一方、例えば軒下配線では100mで約1,000万円。裏通りに配線する方法では、100mで約300万円と言われている。ただし、確かに事業費は安価だが、軒下配線や裏配線はまず電線管理者である関西電力やNTTは全く負担金を払わず、全て自治体の持ち出しとなる。もう1つ、軒下配線であれば軒のつらが全て揃っていないと、空き家や、軒が揃っていないとセットバックしているとか、将来潰されるとか、そういう家屋があると軒下配線は難しい。基本的には電線管理者は共同溝の埋設以外の手法は認めていない。そのため、他の自治体でも電線共同溝方式が一般的である。ただ、電線共同溝方式をメインとして、例えば一部を軒下や裏配線にしているところはある。

(関係職員A) 補足する。先ほども申し上げたが、豊岡へ行かせていただいた。豊岡も関西電力の管内である。城崎では、駅から出て温泉まで行く道路が全て地中化されている。商店街の方や、川沿いの道で一部、また市道等でもされているが、基本的に全て共同溝方式で、現状、関西電力は、軒下配線などはされない。事業費についても、聞いてきたところによると、測量試験や設計等全部入れて1mあたり50万円ほどはかかっていくであろうと。先ほど、国交省の試算で5,600万円と言われたのは、道路の構成等で変わってくるのでこの数字になっている。

(関係職員N) 具体的にイメージしていただくなら、先に申し上げたが御徒士町通り。そこは電線共同溝方式による地中化を、まちなみ環境整備事業とあわせて行っている。御徒士町通りを見ていただくと、こういうものだとお分かり頂けると思う。

(関係職員A) あと1点、無電柱を目指すのだが必ずしも全て無くせるわけではない。トランスという設備を残しておかなければならないところは、電柱も残さなければならない場合がある。無尽蔵になっている電線はなくなると思う。電柱はなるべく目立たないように、茶色に塗るとか、場所によっては低く切ることができるようである。電線を目立たなくし、空が広く見えるようになれば景観はかなり変わると思う。ただ、照明塔はつけなければならないので、この電柱は残る。景観上は、電線がなくなるのが一番大きい。

(関係職員N) 御徒士町通りや、全国的な取組でも今申し上げたような手法である。歩道沿いにある茶色いボックスがトランス。それとセットで街灯がある。各家への引込みは、トランスから街灯の中を通して引っ張るのが一般的。

(委員 I) 御徒士町のことは知らなかった。いつごろ、どれぐらいの予算で、国の補助等を受けて行ったのか。

(関係職員A) 御徒士町線は400mを地中化している。平成13年度から平成19年度（平成20年3月）にかけて行っており、総事業費は2億2,200万円。国庫補助がいくらであったかは今手元にないが、市が全額負担していることはない。まちなみ環境整備事業といった、当時のメニューを活用している。

(関係職員N) 今回もこういう制度が創設され、事業メニューが示されていて、その中に無電柱化事業が入っているのでそれを活用しようということ。

(委員U) まだ質問したいこともあるかもしれないが、今後また委員会にかけ審議いただく事になると思うので、ここで質疑応答を終わる。

4 その他

(委員U) 次第4. その他に移る。事務局から何かあるか。

(関係職員O) 1点、先日もお伝えしたが、現在再生計画推進委員の募集をしており、広報に掲載している。2月17日までの期間で募集をしている。

(委員U) 他になければ、閉会に移る。委員Yより、閉会の挨拶をお願いします。

5 閉会

<副委員長あいさつ>

—以上—